

III

IFRS9号適用やコロナ禍による影響は？ 在外子会社等に係る 会計処理ポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

瀧浪 健士

【この章のエッセンス】

●在外子会社等でIFRS9号を適用して資本性金融商品の売却や減損の会計処理を行っている際に、連結決算手続上、修正を要する場
合がある。

●在外子会社等が新型コロナウイルス
感染症の影響による臨時の費用
を計上している場合、IFRSや
米国会計基準上も適切なものでは
あるかの検討を要する場合がある。
そのうえで、連結財務諸表におい
て特別損失項目として表示するか
どうかの検討を行う。

●在外子会社等において新型コロナ
ウイルス感染症の影響に関連して
期末日後に新たな事象が生じた場
合(わが国における緊急事態宣言

の発出に類似するもの等、当該後
発事象が修正後発もしくは開示
後発に該当するものかの検討を行
う。

はじめに

連結財務諸表を作成する場合、同
一環境下で行われた同一の性質の取
引等について、親会社および子会社
が採用する会計方針は、原則として
統一しなければならない(企業会計
基準22号「連結財務諸表に関する会
計基準」(以下、「連結会計基準」とい
う)17項)が、在外子会社の財務諸表
が国際財務報告基準(IFRS)また
は米国会計基準に準拠して作成され
ている場合、および国内子会社が指

定国際会計基準または修正国際基準
に準拠した連結財務諸表を作成し、
金融商品取引法に基づく有価証券報
告書により開示している場合には、
所定の修正項目を反映することを条
件として、それらを連結決算手続上
利用することが「当面の取扱い」とし
て認められている(実務対応報告18
号「連結財務諸表作成における在外子
会社等の会計処理に関する当面の取
扱い」(以下、「実務対応報告18号」と
いう)。実務対応報告24号「持分法
適用関連会社の会計処理に関する当
面の取扱い」と合わせ、多くの企業
において、この当面の取扱いが選択
されているものと思われる。

この実務対応報告18号に関し
て、2020年12月期においては
2018年9月に改正が公表された

実務対応報告18号(以下、「2018
年改正実務対応報告18号」という)が
原則適用される。なお、2019年
6月にも実務対応報告18号の改正
が公表されている(以下、「2019
年改正実務対応報告18号」という)
が、2019年改正実務対応報告18
号はその公表日以後の適用であつ
たため、12月決算会社においては
2019年12月期においてすでに適
用がなされており、各改正の公表時
期と適用年度が前後していることに
留意が必要である。

また、当年度において本格化した
新型コロナウイルス感染症の拡大に
よって、わが国の多くの企業がその
企業活動において重大な影響を被つ
ているのと同様に、在外子会社の所
在地国における感染拡大に伴い、そ
の企業活動にも大きな影響を及ぼし
ている場合がある。このため、在外
子会社等で新型コロナウイルス感染
症の影響によって臨時的な費用が発
生し、決算日後に重要な事象が生じ
ることも考えられる。

本稿では、実務対応報告18号の
当面の取扱いを適用して連結財務
諸表を作成している企業を念頭に、
2018年改正実務対応報告18号の
概要および適用における留意点を解